

平成 25 年 2 月 22 日

**次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある  
「ウイルスプロテクター」について（使用中止及び自主回収のお知らせ）**

首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」については、去る平成 25 年 2 月 18 日、化学熱傷を起こすおそれがあるため、使用中止を呼び掛けたところです。この度、事業者が消費者庁と厚生労働省の要請に応じ自主回収を行うことを決定したので、その後の最新の事故の発生状況等をあわせてお知らせします。

消費者の方は、化学熱傷が起こることがあることから、直ちに使用を中止するとともに、下記窓口に御連絡ください。

この注意喚起は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき公表するものです。

1. 製品の自主回収について

(1) 製品名

空間除菌剤「ウイルスプロテクター」

(2) 製品に関する事業者

ア 発売元 株式会社ダイトクコーポレーション  
イ 輸入元 ERA Japan 株式会社

(3) 問い合わせ先

電話 0120-988-030  
FAX 0120-342-552  
受付日 : 2/23(土)、2/24(日)、  
2/25以降の月～金曜日  
受付時間 : 9:30～17:00

回収方法等については、下記 URL を御参照ください。

<http://www.printing-daitoku.co.jp/>



## 2. 事故情報について

「ウイルスプロテクター」は、成分が肌に触れることで、化学熱傷を引き起こすおそれがあります。当該製品に関する事故情報については、平成 25 年 2 月 21 日正午時点において、消費者庁に 22 件寄せられています。（同月 15 日時点においては 6 件）

表 事故情報の件数（2月21日正午時点）

| 情報提供元   | 件数   |
|---------|------|
| 行政機関等から | 16 件 |
| 医療機関から  | 6 件  |
| 合計      | 22 件 |

※ 詳細については、確認中の情報も含まれます。

### 化学熱傷になった場合の処置

症状は、普通のかぶれ（通常数日後に発症）と違って、使用してから数時間で起こることが特徴です。症状もかぶれのかゆみではなく、やけどをした時の比較的強いヒリヒリした感じです。

除菌剤が当たっていた皮膚が赤くなっていたら、まずぬるま湯でしっかり洗い流し、早めに皮膚科を受診してください。

（情報提供：日本臨床皮膚科医会）

### （1）新たに寄せられた事例

#### 〈事例 1〉

首にかけて横向きに寝ていたため、布団と顔の間に挟まるような形になり、やけどを負った。

（平成 25 年 2 月発生 女性 6 歳）

#### 〈事例 2〉

首から下げていたら数日後に皮膚がただれた。

（平成 25 年 2 月発生 男性 60 歳代）

#### 〈事例 3〉

両側手掌部にかゆみを伴う発赤を認め、当院に来院。当該製品を手に持って遊んでいたことが原因と推測される。

（平成 25 年 2 月発生 男性 1 歳未満）

## (2) 前回公表した事例（再掲）

2月18日に公表資料で紹介した事例のうち、その後写真の提供があった3例を再掲します。

### <事例1>

母親が友人から通販で購入した空間除菌を謳う、ウイルスプロテクターをもらい、子供の首にかけて利用したところ、胸にやけどのような赤い跡が出来て水疱になった。

(平成25年2月発生 男性3歳)

### <事例2>

インフルエンザに効くとある首から下げるカードをポケットに入れていたところ、大腿部にやけどを負った。情報提供したい。

(平成25年2月発生 男性10歳)

### <事例3>

肌着の上からつけた。子どもを抱っこしていたら穴の空いたほうが皮膚側になっていたようだ。3時間位たったらひりひりした。

(平成25年2月発生 女性30歳代)

### <事例1> 胸部他



### <事例2> 大腿部



### <事例3> 腹部他



(参考)

- ・平成 25 年 2 月 18 日 消費者庁公表資料 「次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。」

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou_1.pdf)

- ・厚生労働省公表資料 「「ウイルスプロテクター」の自主回収を開始しました」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vt2p.html>

- ・ダイトクコーポレーション株式会社

<http://www.printing-daitoku.co.jp/index.htm>

本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、小原

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>